中小企業信用保険法 第2条第5項第5号(イ)認定条件・必要書類について

【対象中小企業者】

- 1. 法人の本店登記場所(個人事業主の場合は、事業実態のある事業所所在地)が荒尾市であること。
- 2. 指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の売上高が前年同期の売上高に比べて5%以上減少していること。認定要件は以下の3通り。

(イ-1) 業種がすべて「指定業種」のとき

最近3ヶ月間の「全体」の売上高が、前年同期比で5%以上減少していること

(イ-2) 主たる業種が「指定業種」のとき

最近3ヶ月間の「主たる業種」の売上高の、それぞれが前年同期比で5%以上減少していること((イー1)に該当する場合を除く)

(イ-3) 複数の業種があり、「指定業種」もあるとき

最近3ヶ月間の「指定業種」の売上高合計と、「全体」の売上高の、それぞれが前年同期比で全体の5%以上減少していること((4-1)、(4-2) に該当する場合を除く)

【提出書類】

- \square 1 認定申請書 $((A-1) \sim (A-3) \cap T$ のいずれか)
- □ 2 売上高推移表 ((イ-1) ~ (イ-3) のいずれか)
- □ 3 売上高推移表における最近及び前年3ヶ月間の売上高がわかる資料(月別試算表、売上台帳、 売上明細書、確定申告書等)
- □ 4 業種や事業内容が確認できる資料 (履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行のもの)、許認可証、定款、受注書の写し等)
- □ 5 直近の決算書(法人の場合)、直近の確定申告書(個人の場合)
- □ 6 委任状(金融機関等による代理申請により提出する場合)

【注意事項・その他】

- 提出した書類は返却いたしませんのでご注意ください。
- 後日、書類の追加提出をお願いする場合があります。
- 書類の不足、指定外業種、その他の諸条件により認定が受けられない場合があります。
- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会における金融上の審査があります。
- 業種の産業分類について不明な場合は、「日本標準産業分類」にて検索してください。
- 指定業種は数ヶ月おきに改定されます。詳しくは荒尾市ホームページをご参照いただくか、中小企業 庁ホームページをご参照ください。

【認窓口・お問い合わせ先】

荒尾市 産業振興課 商工·企業誘致推進室

〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地

TEL: 0968-63-1432 FAX: 0968-63-1158